

令和8年4月 区長記者会見【テキスト版】

高際区長

今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。今日は、令和8年度初めての記者会見となります。早速ですが、こちらの4件についてご報告をさせていただきます。

最初に、5月7日にオープンする豊島区保健所についてです。

これまでも、途中経過をご報告してまいりましたが、いよいよ本格オープンということで、改めてお話しさせていただきます。

豊島区役所のすぐお隣の建物に、池袋保健所から豊島区保健所へ、名称も新たにオープンいたします。区民の命と健康を守る公衆衛生の拠点、健康づくりの拠点として、東池袋駅直結で便利な場所に、新しい保健所を移転いたします。

新しい保健所は、コンセプトがいくつかあります。

まず、「楽しめる健康づくり」です。母子保健も一生懸命やりますが、赤ちゃんとお母さんのみならず、若年層から中高年層、そして高齢者の方々まで、自分ごととして考えていただけるように、健康づくりに重点を置いております。また、情報発信をしっかり行うのは当然ですが、このあとにご紹介します「わたしメンテラボ」では、女性の健康、特に若い女性の健康に、より力を入れてまいります。

次に、「わたしメンテラボ」です。新たな健康づくりの支援拠点として、6台程度の健康測定機器を常設し、ご自身の健康状態をセルフチェックしていただき、自分の健康と向き合っていただく場にしてまいります。

「わたしメンテラボ」のポイントですが、「測って」「知って」「相談できる」を売りにしております。先ほど申し上げたとおり、健康づくりの機器を使って、健康状態をご自身でチェックをしていただくことからスタートいたします。情報コーナーでは、情報発信をはじめ、そこで得た情報やセルフチェックをした結果について、心配なことや気になることがある場合には相談ができます。これは、ご自身のみならずご家族のことでも構いません。

また、「わたしメンテラボ」では、健康コンシェルジュとして、管理栄養士、保健

師、助産師、専門家を常に2、3人配置し、セルフチェックの結果で気になることや、医者に行くまでではないが体のことで心配なことなどの相談に応じます。自分の健康に向き合っていただく場、気軽に相談できる場にしてまいります。

「わたしメンテラボ」で行う事業ですが、開所記念として、5月7日のオープン日から「らくらくウェルネス」を始めます。これはゲーム感覚で、脳年齢、脳ストレス度、血管年齢が測れるものです。誰もが気になるところを調べてもらえればと思います。

そして、この特別企画と並行して、毎月、区民の方向けの様々な講習会や事業を行う予定です。(スライド資料の)右側に例を出しておりますが、災害時の医療やペット防災のこと、体力づくり、心の健康、女性の健康など、月ごとにテーマを設けて事業を展開いたします。5月のテーマは「禁煙とお酒」についてです。毎月、区民の皆さまに関心を持っていただけるようなテーマを設定するとともに、それに関する健康測定ができる機器を設置します。血管年齢を測れるときもありますし、5月は禁煙ということで、肺年齢も測定できる企画を用意しているということですが、毎月のテーマとそれに応じた様々な測定ができる事業を展開します。

さらに、この秋からはオンライン相談もスタートする予定です。保健所に来ること自体に少しハードルがある方もいるかもしれないので、健康相談のハードルをもっと下げて、オンラインでも相談できる環境を整えてまいりたいと思います。

次に、「としま健康チャレンジ」アプリをスタートいたします。としま健康チャレンジは、いろいろな健康の講習会に参加するとポイントが貯まり、区内の様々なところでサービスを受けられるというのですが、アナログでございましたので、この機にアプリに移行いたします。

「わたしメンテラボ」で、セルフチェックやご相談をしていただいたり、イベントに参加していただいたりすることで、アプリ内でポイントを貯めることができます。私たちは、産官学連携コンソーシアムのチームとしまという380を超える企業と連携をしておりますので、そうした企業の皆さまにもご協力を賜りながら、ポイントを利用できる企業やお店を増やしてまいりたいと思います。「としま健康チャレンジ」アプリは、6月にスタート予定です。

次に、保健所で始める新しい事業といたしまして、「としまコミュニティ・コンパス」がございます。体組成計により取得した測定結果や体内情報をAIが分析し、それ

に応じて「わたし専用」のおすすめ情報を提供します。区内のこういう場所でこういう活動をやっている、こういうトライアルがある、あるいは、区内にこういう場所があるのでこんな体験はどうですかと、一人ひとりに応じた内容を提供します。この事業を通して、区内の色々な場所へ行っていただき、様々な活動にも参加していただくことで、楽しみながら健康づくりへの関心を高めることができればと思います。

また、今後ですが、区役所の階下、としまエコミューズタウン2階にタニタ食堂さんが入っていますので、連携しながら事業を展開してまいりたいと思います。

保健所の中には、休日診療所、休日応急診療所、口腔保健センター、そして薬局が入ります。それぞれ、開設の日がちがわずつ違いますが、これまで以上に医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会の皆さまと連携し、事業展開をしてまいりたいと思います。

また、災害時には、新しい保健所の中に医療対策本部を開設いたします。区役所に災害対策本部、保健所に医療対策本部と、これまで以上に強固な連携で、平時も災害時も取り組んでまいりたいと思います。4月29日に新しい保健所の内覧ができますので、ぜひ皆さまお越しいただければと思います。

次に、区の防災情報をまとめたポータルサイトとアプリについて申し上げます。

4月1日にリリースしたばかりで、まだまだあまり利用されておられませんので、ぜひ多くの皆さまにお知らせしたいと思います。

災害時には、様々な情報が飛び交い、中には不確かなものやデマも多く飛び交います。正しい情報を、いち早く区民の皆さまにお届けすることが急務であることから、今回このポータルサイトとアプリをつくりました。どこに避難したらいいのか、被害状況はどうなっているのか、電車は動いているのかといった情報を、リアルタイムで正確にお伝えしたいと思います。

こちらは防災情報システム画面の一例です。これは去年の秋に導入しました。区内の各部署からの情報や、避難所の現場の情報を一括で管理・集約するシステムになりますので、区民の皆さまにとって必要な情報をポータルサイトと連動させながら進めてまいりたいと思います。

様々な情報を防災情報システムで一括管理しますが、その中でも特に区民の皆さま

がすぐに入手したいと思う情報、例えば、避難所の開設状況、被害状況、人の滞留状況などの情報は、速やかにポータルサイトと連動し、チェックしていただけるものになります。

これは、平時のポータルサイトの画面です。豊島区では、3万8,500人、区民の13%（令和8年1月1日時点）が外国人という状況でありますし、来街者も外国人の方が多いため、区のホームページと同様に131言語に対応をしております。

次に災害時の画面です。災害対策本部の判断で災害時モードに切り替わりますと、緊急のお知らせや避難情報などが、まず最優先で表示されます。そして先ほど申し上げたような情報が、リアルタイムで発信されます。

まずは、避難所である救援センターです。避難者数が今どうなっているか、そもそも開設しているのか、混雑しているかどうか、ライフラインは使えているのかといった情報が出ます。

次に被害状況マップです。地図で、ご自宅の近くやこれから行こうとしている場所の災害発生状況がご覧いただけます。ご自身の近所は大丈夫か、どの道を通ったら安全に帰れるかといった不安にも対応できるようになっています。建物の被害状況、火災の発生場所、道路の通行障害などをアイコンで確認いただけます。

また、駅はどんな状況か、電車が動いている場合の混雑状況はどうか、どこが混んでいるのか、といったことも確認いただけます。

いざという時に自らの判断で身を守っていただくために、どこでどんな被害が発生しているかというのを、ひと目で見えていただけるようにしました。

次は被害情報一覧です。この画面では、人的被害や建物の被害などを確認することができます。被害の規模や状況を区民の皆さまと共有することで、一人ひとりが状況を正確に把握し、「自助」「共助」の意識を高めていきます。

最後に交通情報一覧です。池袋駅は乗降客数が日本第3位ですが、駅周辺の混乱をできるだけ小さくするためにも、鉄道会社からの最新情報を自動的に取得できるシステムにし、運行情報をご覧いただけます。

このほかにも気象情報や、医療救護所の設置有無、避難発令情報や区からのお知らせなども、このポータルサイトで一元管理、一元発信をしております。

そして、こうした情報は池袋東西にございます、デジタルサイネージでも出してい

きます。様々な場所で一斉に同じ情報が出るのが極めて重要ということで、池袋駅周辺の街頭ビジョンを管理する企業の皆さまと、今月、4月27日に連携協定を締結することになりました。これにより、帰宅困難者の皆さまなどに向け、大きな街頭ビジョンで、情報が一斉に発信されることとなります。

具体的な場所はこちらです。合計6か所の街頭ビジョンで情報を発信します。例えば、「一時待機所が空きました」や、「電車が動いています」など、駅近くの大型ビジョンで一斉に発信されます。メッセージは日本語、英語、中国語、韓国語に表示が変わり、順次音声も流れます。具体的には、これは池袋駅東口のパルコビジョンのイメージになりますが、このような形で情報が出ます。自然に目につく場所で、企業の皆さまと連携してまいります。街頭ビジョンは、本当に最低限の情報しかありませんので、街頭ビジョンを通じて防災ポータルサイトにつなげていき、そこで131言語での情報発信をしていくという仕組みにしております。

また、ポータルサイトでは、平時にも様々な情報を発信しております。区からの防災に関するお知らせ、区が実施している事業、気をつけていただきたいこと、防災訓練の情報などを発信してまいります。

そして防災アプリは、在住、在学、在勤の区民の皆さまには、ぜひダウンロードしてもらいたいと思います。プッシュ通知が来ますので、位置情報によって最寄りの避難所がどうなったかなど、こちらから情報をお届けできます。

次に、物価高騰対策についてです。

令和8年第1回定例会で補正予算を上程いたしまして、改めて申し上げたいと思います。

1つ目は、「としま賃上げ促進支援金」です。中小企業に対して、豊島区として初めて行う支援です。東京23区でも私たちが唯一行うのではないかと思います。今週の月曜日（4月20日）から、申請の受付が始まったところであります。

従業員の基本給を3%以上引き上げた中小企業の事業者に対して、従業員1人あたり5万円、1事業者あたり最大50万円まで応援をするというものです。

中小事業者の皆さんもお忙しいので、できるだけ簡単に対応ができるように、オンライン申請で完結できる仕組みにしております。また、最短で翌月末にはお振り込み

をするというスピード感をもちまして、進めてまいります。

どういう書類を用意したらいいのかわからない方には、としまビジネスサポートセンターという相談窓口がございますので、そこで社会保険労務士の先生方が、相談対応を実施していただくことにしております。

人材確保については、昨年度にアンケートとヒアリングをいたしましたが、やはり賃上げが実施できない状況で、優秀な人材の確保や定着が非常に困難を極めているというようなお声をたくさんいただきましたので、こちらの支援金で応援をしてまいりたいと思います。

日本の企業の99%が中小企業ということで、日本経済の下支え、屋台骨が中小企業でありますので、しっかり中小企業の経営を応援してまいりたいと思います。

2つ目は、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所に対する経営安定臨時支援金です。

こちら昨年度、それぞれ事業者には調査やアンケート、ヒアリングをいたしました。人材確保の難しさというのが、圧倒的に経営の困難な点の上位に挙げられていましたので、人材確保のための支援金をスタートし、5月11日から受付を開始いたします。資料に記載の事業所にお配りします。

特に訪問介護サービスの事業所については、令和6年度の報酬改定で引き下げになった部分がありまして、より経営が厳しいということですので、さらなる上乗せをいたします。

私たちの今年度（令和8年度）の予算の重点テーマには、「福祉」と「健康」、そして「産業振興」を、3本柱に据えております。

特に福祉については、区民の皆さまが、年齢や障がいの有無に限らず、このまちで暮らし続けられる取り組みを重点的に行ってまいりたいと思います。

そうした生活を支えるのが、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所の皆さまでありますので、しっかりと下支えをしてまいりたいと思っております。

最後に民泊について申し上げます。

令和7年12月に、豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例を改正いた

しまして、組織体制の強化を図り、指導の強化を進めております。

営業できる区域と期間の制限は、令和8年12月16日から始まりますが、去年の12月に条例を改正してから、今年の4月に住宅宿泊対策グループを新設しました。

徐々に組織体制の強化を行い、5月7日に引っ越した新しい豊島区保健所では、6名の体制で臨んでまいりたいと思っております。

また、住宅宿泊事業不利益処分等取扱要綱を、令和8年1月に策定をしました。こういうことをすると、こういう処分になりますよというのを、既に全事業者にお示しをしております。

そして、現時点で指導を徹底しており、業務改善命令を202施設に発出いたしました。指導の内容としては、民泊での宿泊実績の定期報告の未提出についてです。これは、偶数月の15日までに、何人の方がどのように利用されたかというのを、定期的に報告をいただくことを義務付けておりますが、提出していない事業者に対する業務改善命令であります。

令和7年12月、そして今年の2月に2回連続で報告をいただけなかった83事業者、202施設に対して、4月3日に業務改善命令を出しまして、ホームページで公表をしております。また、これらの業務改善命令を受けた事業者のうち、4月15日締め切りの定期報告にも報告がなかったところが、15事業者23施設ございます。この業務改善命令や、業務停止命令を発令するときには、事業者からの弁明を聞くということになっております。我が区では1年間の業務停止命令としておりますので、事業者から弁明を聞いたうえで、この15事業者23施設に対して、6月頃に業務停止命令を発出する予定であります。

業務停止命令の後は、業務廃止命令となり、それを数多く出すことが決して目的ではないのですが、指導強化、指導徹底ののちに改善が図れない事業者については、こうした発出をすることで、適正な民泊運営と、何よりも生活環境をしっかりと守っていくという取り組みを進めてまいりたいと思っております。

私からは以上です。

【質疑応答】

日本経済新聞

民泊の件で伺います。業務停止命令を1年としている法律はなかったのですが、これは何で定められているものなのかというのを、まず伺えればと思います。

高際区長

住宅宿泊事業法（第16条）で、業務停止命令の期間を、一年以内の期間ということで規定をされております。その中で何日に定めるかというのは、それぞれの自治体の判断であり、私たちは1年にしました。

日本経済新聞

今回発出する命令は、定期報告義務違反ということですがけれども、実際その対象事業者が、大変な騒音を出していたとか、ごみの仕分けがつかないとか、そういう状況が被ったりするのか、実態はどうなのかというのを伺えればと思います。

高際区長

先ほど申し上げた202施設は、報告の未提出の施設数です。

おっしゃられたとおり、苦情の多くは騒音とごみです。区民の皆さんが、業務改善命令などを求めているのは、そうしたところが適正にされていない事業者だと思いません。

今回の業務改善命令の対象として、ごみ出しが不適切、あるいは騒音の苦情がたびたび入っているというところは含まれておりません。そこは大きな課題だと思っていますし、昨日もある民泊施設のごみの状況を見に行きました。

今後、豊島清掃事務所などとも連携しながら、本当に区民の皆さんがお困りの事業者に対する業務改善命令などは、取り組んでいくつもりでおります。

日本経済新聞

住宅宿泊対策グループですけれども、5月から6名ということですが、今は何名でしょうか。

高際区長

今は4名です。

朝日新聞

民泊のお話をお伺いします。

今回は昨年定めた条例ではなく、住宅宿泊事業法の方で業務改善命令を出されたということでしょうか。

高際区長

はい、そうです。

朝日新聞

今後、6月頃から業務停止命令をとということですが、この4月15日ではなく、6月と、ちょっと先の発令になる理由などありましたら教えてください。

高際区長

弁明の機会の付与という手続きがありますので、一定の期間を取っているところがあります。

朝日新聞

その間に弁明等があった場合は、個別に考えていくということでしょうか。

高際区長

そのための弁明の機会なのですが、ただ、今回は定期報告を出されていないというのは明らかなので、あまり変わらないのではないかなと思います。

今後、例えば騒音のことなどを理由にそういった状況になった時は、弁明のご説明も聞いたうえで、発令を止めるということもあるのかもしれませんが。

いずれにしても、ルールで一方的に出すのではなくて、しっかり事業者にも伺って決定し、発令するということになっております。

産経新聞

民泊について伺います。

結局のところ改善が見られなくて、最終的に業務廃止命令になることも今後あるかと思いますが、一方で、廃止命令になっても、その業者が例えば名前を変えたりだとかして、また再申請して、届出が通ってしまうというような恐れも考えられるのではないかと指摘があります。その点については、どうお考えでしょうか。

高際区長

どこまで私たちが、それを先んじて把握して、対応していくかということかと思えます。いちごっここのころはあろうかとは思いますが、ただ、業務廃止命令を出すと3年間は事業ができなくなります。

一方で、我々は令和8年12月16日に区域と期間を制限していきますので、もしこれから廃止にいたるところがあったとしても、次は一定の豊島区ルールの中での新設ということになります。また、昨年度に条例改正を行うにあたって検討会を開き、例えば町会に入る協議をしましょうとか、事業を始める時は、事前に地元の皆さまにしっかり説明や協議をしてくださいとか、あるいは、苦情があったら速やかに対応しましょうといったルールを策定しました。実態を見て、もしそれでもあまり改善されないようだったら、もう一段と厳しいルールを策定すべきではないかといったご意見もありました。

今のでお答えになるかはわかりませんが、名前を変えて再申請してくる事業者がもしかしたら中には出てきてしまうかもしれません。状況も見ながら、不適正なところが増えるのを減らすべく、基本のルールを厳格化していくという検討をせざるを得ないと思っています。

都政新報

民泊関係の住宅宿泊対策グループについてお伺いします。

今は4名で、5月から6名体制になりますが、どういった方がついているのか。他区では、今年度から民泊対策を強化した区もあったり、警察OBを活用したりとか、そういう区もあるなかで、この住宅宿泊対策グループはどういった方になっているのでしょうか。あと、このグループを設置することによって、民泊の指導・監督、これはもともと保健所の役割としてあったと思いますが、それについて何か変わったところがあれば、具体的にもう少し強化されたところなどを教えていただきたいです。

もう1点、民泊の苦情のほとんどが騒音とごみということですが、現状の最新の数字や件数がわかれば教えていただきたいです。

高際区長

新グループは事務職を配置しております。届出受理の事務処理や、あるいは現地を見回って標識がちゃんと貼ってあるかを確認するなど、まずはそういう実態の把握というのを事務職がやります。

そのうえで、指導・監督というのは衛生監視職が行います。今まではすべて衛生監視職がやっていたりして、もう手一杯を超えているような状況でしたが、今後は現状の把握、下調べ、受付などは事務職が行い、衛生監視にバトンタッチし、指導・監督を徹底的にやっていくという体制にしています。

それから苦情については、直近の届出数も増えていきますので、苦情も増えております。届出件数は、令和6年度が1,473施設、令和7年度が3月15日付けで1,859施設あります。苦情は、令和6年度が120件で、令和7年度が3月15日付けで216件です。このうち約6割がごみと騒音についてです。

TOKYO MX

民泊の件でお伺いします。

弁明の機会を付与するというお話でしたが、こういった形でやっていくことになるのでしょうか。対面で行うのか、どういう形かを教えていただきたいです。

生活衛生課長

行政手続法や区の条例に基づきまして、書面で行います。弁明の機会の付与という通知書を事業者に送りまして、生活衛生課に弁明書を出していただくという書面でのやり取りになっております。

TOKYO MX

特に面談を行うなどというわけではないのでしょうか。

生活衛生課長

はい、そのとおりです。書類でやり取りをします。

TOKYO MX

もう1点、業務停止命令はどの程度の効力があるものなのでしょうか。先ほどの産経新聞さんの話でもありましたが、言い逃れや聞かないといったこともあるのかなと思ひまして、そのあたりいかがでしょうか。

高際区長

業務停止命令を発出する施設はかなり数が多いと思うので、それがどういうふうの良い影響を及ぼすか、あるいは区民の皆さまからしてあまり変わらないという状況な

のかは、発出したその後の状況を見てみないとわかりません。まずは実際に条例改正をするのみならず、業務改善命令、業務停止命令を出していくという、その姿勢なり実態を、事業者の皆さまにはしっかり認識をしていただきたいと思います。

また、業務改善命令以外にも、条例に基づく勧告というのもこれからやってまいります。何か法的な強制力があるものではないですが、こうやってくださいということを書きで勧告をしまして、それに従っていただかない場合は、何に違反しているのかということと、その事業者名を公表します。そうしたことで、区民の皆さま、あるいは利用される方々などに、違反した事業者について、区がどういうふうに臨んでいるかといったことも、しっかり知っていただきたいなと思っております。

先ほど産経新聞さんにも申し上げたとおり、それでも改善が見られない場合には、一体どこまで厳格化しないといけないのかというのはあるかと思っております。一方で、昨日の九都県市の首脳会議で、民泊の適正化について国に出す要望書を決定されたということを知りました。その中で、そもそもの民泊や一部屋旅館を含む旅館法業の在り方の見直し、規定の厳格化などについて、しっかり国として責任を持ってやってほしいという要望書が取りまとめられたと伺っておりますので、区としても、現場でもやるべきことはしっかりやっていきますが、国として取るべき対策は迅速にやってほしいと思っております。

毎日新聞

民泊について、この業務停止命令を6月頃に出して、その効力というのは直ちに発生するのでしょうか。

生活衛生課長

直ちに効力を発生させる予定ではありません。宿泊の予約が入っていることが想定されますので、一定期間を取って、予約のキャンセルなどをしていただく必要があるため、そういった期間をある程度取って、そこから1年間行う予定です。

毎日新聞

業務停止命令を出すのは、過去どれぐらいあったのでしょうか。

高際区長

豊島区ではありません。今回、本区では業務改善命令も初めて発出しました。

毎日新聞

他の自治体で把握しているところがありますか。

高際区長

新宿区がやっています。

羽田ゆきまさ報道局

介護、障害福祉サービス事業所への支援金についてお伺いします。破綻や廃業したという事業者が豊島区内であったりするのでしょうか。また、区独自とのことですが、都の補助はないのでしょうか。ないのであれば、都にも働きかける必要があるのではないかと思いましたがいかがでしょうか。

高際区長

介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所ともに破綻や廃業は幸いありません。ただ、申し上げたように、それぞれの部署でヒアリングをしましたが、本当にギリギリという状況はわかりました。

それから予算ですが、全部豊島区ではなくて、私たちも国の補助金を使っています。例えば、介護・障害福祉サービス事業所への給付金総額は1億3000万ですが、そのうちの65%は一般財源を充てて実施しています。

介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所の処遇をしっかりと保って、サービスを確保するという意味では、国がやるべきことだと思います。ただ、国や東京都もこれから補正予算などを用いて取り組まれるようですが、いま困ってらっしゃるということですので、区として一般財源も投入しながら実施してまいります。

羽田ゆきまさ報道局

防災ポータルについて、131 言語対応とありますが、どのように実装されているのでしょうか。また、町名や施設名等の固有名詞がきちんと各言語で認識されているのか、例えば、目白を目が白いと訳してしまうとか、そんなようなことはないのか教えていただきたいです。

防災課長

131 言語は一覧表から選べる形になっています。目白を実際に英語で翻訳すると、MEJIRO と出てきます。

羽田ゆきまさ報道局

それでは固有名詞は、それが辞書登録みたいなことがされていて、固有名詞じゃないものとして訳されてしまうことがないようにできているということでしょうか。

防災課長

はい、そのようになっています。

羽田ゆきまさ報道局

もう一点、一昨日、X (SNS) の方で区長記者会見の話題のポストがありまして、北区や荒川区が記者会見を年 12 回やっていますが、世田谷区が 10 回、品川区が 9 回で、その後に豊島区がいます。あと会見が多いところでは、町田市は前市長が月 2 回やっていました。

現状もそれなりに豊島区は多いと思いますが、北区や荒川区は毎月あって12回やっています。今後増やすとかそういった考えがあるか、区長記者会見の回数についてどのように思っているかを教えてくださいませんか。

高際区長

昨年度、本区は7回実施しました。区民への発信については、「区民の声を聴く」というのを本区としては最重要にしているので、聴くからには出さなきゃという前提があります。それも通知文書みたいなものだけじゃなくて、区長が自分の口でこういう想いでやっていますとか、こういうのがちょっと困っていますというのを発信するのはとても大事だと思っているので、できるだけ多くやりたいと思っています。

毎月はちょっと厳しいかもしれませんが、増やせるところは増やして、広報課長も新しくなりましたし、頑張る機会を捉えて会見をやってまいりたいと思います。

読売新聞

民泊の件ですが、業務改善命令は83事業者202施設ということで、業務停止命令は何事業者の何施設に発出する予定でしょうか。

高際区長

15事業者23施設です。

読売新聞

定期報告の未提出で、先ほど何人がどういうふうに宿泊したかということをおっしゃったと思うのですが、具体的にはどういう項目の報告がなかったのでしょうか。

高際区長

そもそも提出されていないということです。本来であれば2か月ごとに提出しなけ

ればいけないのが、全く提出されないということです。

読売新聞

その報告すべき中身というのは、どういった内容でしょうか。

生活衛生課長

2 か月ごとに、前 2 か月間の宿泊実績で、この日に何人泊まったかとか、国籍はどこの方かなどを報告していただきます。

読売新聞

改めて、23 施設に業務停止命令をする方針になったということで、率直に、こういった苦情も絶えないということで、区長の受け止めをお願いいたします。

高際区長

そもそも民泊は、空き家などのお部屋を有効活用して、地域の活性化や地域経済の発展に寄与することが目的だったと思います。また、当初は住んでいらっしゃる住宅を活用して、身近なところで地域とも交流しながら、あるいは民泊を運営している事業者と交流しながら、ホテルとはまた違う、文化とか様々な体験ができるというところを期待されていたと認識していますが、残念ながら、豊島区の民泊の実態はそれとは大きくかけ離れてしまっています。

そこで、たくさんの事業者の皆さまを含めた検討会を経て、条例改正を昨年 12 月にいたしました。いきなり業務停止等ということではできませんし、先方も経営者なので、こちらとしては、何度も何度もご指導等を積み重ねた上で、それでもというところについては、やはりしっかり対策を取っていかざるを得ないという状況で、思ったより多い数に業務改善命令を出すことになりました。

しかし、私は全く十分じゃないと思ってしまして、先ほど申し上げたように、区民からの苦情は、6 割が騒音とごみについてです。でも、今回は形ではっきり分かる報告

の未提出というところだけです。未提出の事業者の中には、ごみ出しが適切じゃないところも含まれているかもしれませんが、そうじゃないところも残念ながらたくさんあります。だからこそ、そういった事業者をいかに適正な運営につなげていくかが今1番の悩みでありまして、まずはごみの問題を徹底的にやっつけようと思っています。

例えば、民泊の事業者は、区民の方が捨てるごみ集積所に捨ててはいけなくて、事業系ごみとして、自分たちでちゃんと保管する場所も設けなきゃいけないし、どのようにやらなきゃいけないというのが決まっています。昨日あるところを見に行きましたが、今日がごみの回収日で、昨日のうちに大きいビニール袋が出ていました。そのマンションにお住まいの方が出したものではないというのが明らかにごみが出ている。そこについては、今までも保健所で指導もしていましたが、もっと踏み込んでやらなきゃいけないです。

これまでは、ごみの回収をどこの会社と契約しているかについては、予定は書いてもらっていましたが、契約書はつけてもらっていませんでした。昨年12月以降は間違いなく契約しているかどうかを確認するために添付してもらうようにしました。その契約した会社にちゃんとごみが出ているかどうか、契約したけどごみが出ていなければ、そのごみはどこかに捨てているわけなので、そのような実態調査もしっかりやらなきゃいけない。騒音も現場を見に行ったりしてやりますが、まずはごみの苦情が続いている事業者について調査、それから勧告等をこのあと進めていきたいと思っています。

東京新聞

民泊の関係で、昨年12月に条例改正されましたが、その条例改正をしたことによって、定期報告の義務違反等の問題が上がったという解釈なのか、条例改正と今回の業務停止命令の関連について知りたいです。

高際区長

定期報告されてない事業者がどれだけいるかは常にわかっており、そこについては、出してください、義務ですよという指導もやっておりました。ただ、業務改善命令まで踏み込んだのが今回初めてということでもあります。

東京新聞

業務改善命令にまで踏み込めたのは、条例改正とは特に関連があるわけではないということでしょうか。例えば、住宅宿泊対策グループが新設されたというのは、専従の職員を配置したということだと思いますが、このグループを新設したことによって、今回のような結果に繋がったと考えて良いのか教えてください。

高際区長

提出書類をもう一回全部洗い直して、何回連続で出てないとか、そういう調査を住宅宿泊対策グループでやっております。今回出たかどうかという1回だけで業務改善命令というのはなかなか難しく、指導はしますが、何回も出ていない事業者をもう一回洗い直す等、そういったことを新グループでやっております。

東京新聞

おそらく民泊の問題はこの1年2年の話じゃないと思っています。今回この業務停止命令に至った施設が23施設ありますが、きっと同じようなケースで過去にもいろいろあったと思います。豊島区で今年初めて実施したというのは、何か今までと違いがあるのでしょうか。それとも今までもわかってはいたけど、なかなか命令に結び付いていなかったのか、そもそもその実態を把握しきれなかったのか教えてください。

高際区長

業務改善命令に至るにあたっては、過去に遡って、どれだけこの違反をしたのかというのを調べ直しました。それから今回は入っていませんが、標識が貼っていないのも違反なので、それを新グループが見て回っており、どこが貼っている、貼っていないというのも改めて実態の把握をしています。新グループの一番の成果は、具体の指導に踏み込む前の正確な実態の把握がしっかりできる体制が取れたということかと思っています。

ごみの苦情についても、速やかに確認に行くなど機動性が持っています。衛生監視

もたくさんいるわけではないので、確実に指導に入れる直前までは、その新グループが実態把握に努めるという、役割分担が上手くいくようになったと思っています。

東京新聞

今回はあくまで定期報告義務の問題で、繰り返し言っても提出しなかったというので業務停止命令に至っていると思います。今後、このグループでいろいろ定点観測して行って、ごみ・騒音の問題が改善されなくて、改善命令を出してもなお状況が改善されないという状況になったら、それをもって業務停止等そういう方向に発展していくケースも今後は考えられるということでしょうか。

高際区長

廃棄物処理に関する条例もありまして、そっちは本区の環境清掃部が所管しており、民泊に限らず、事業者がごみをどう出すか条例で決まっています。民泊でもごみ処理は適切に行ってくださいと決まっていますが、条例を違反したらしかるべき措置を取らざるを得ないので、ごみ出しの所管である環境清掃部とも連携しながら、状況を把握し、対策を取っていきたいと思っています。

産経新聞

民泊について、次に実施する業務改善命令は苦情が出ているごみ関係だとおっしゃっていただきまして、ただ、豊島区は広くてごみが出ている民泊も複数あるかと思います。これは6名体制でやっていかれるということなのか、その6名体制の下に実働部隊というか、現地に行かれる専門の方がいるのか、そのあたりのことをお聞かせいただきたいです。

高際区長

おっしゃるとおり地域はまんべんなくあります。ひどさについては、非常にひどいところと濃淡はありますが、地域としてどこだけという特定はないです。

ごみについては、環境清掃部と保健所の連携体制が必須だと思っています。民泊のチームで6名プラス衛生監視のチームがありますが、そこだけだと難しいし、環境清掃部、それからその中の豊島清掃事務所等とより強固に連携しながら実態把握等をやっていく必要があると思っていますので、そういう連携チームを早々に作る必要があると思っています。

MX テレビ

民泊について、この実態把握を行う際にトラブル等も業者との間で発生する可能性があるかなと推測しますが、そういう場合は警視庁だとか、そういったところとの連携というお考えはありますか。

高際区長

たしかに考えなきゃいけないかもしれません。他のケース、例えば福祉分野等でも、いろんな相手と交渉する中で恫喝される等、危険な思いをする場面もないとは言えません。そういう時は、その担当者だけじゃなく、チームを組んでやらなきゃいけないし、そうやっています。今回の件も、特に闇民泊の疑いみたいなところだと、旅館業法違反で完全に警察にやってもらわなきゃいけないところもありますので、警察との連携も考えて、今も打ち合わせはしています。

3警察署、2消防署が区内にあり、警察とも消防とも一緒に打ち合わせをしております。これまで以上に密に打ち合わせをしながらやっていきたいと思います。

広報課長

以上をもちまして、本日の区長記者会見を終了させていただきます。

※テキスト版については読みやすさを考慮し、重複した言葉づかいや言い直しなどを整理しています。

(テキスト版文責 政策経営部広報課)